

横浜市障害者自動車運転訓練費助成要綱

制 定 昭和55年4月1日

最近改正 令和6年6月24日 健障自第819号（局長決裁）

（目 的）

第1条 本事業は、障害者に対して運転免許（以下「免許」という。）の取得に要する費用の一部を助成することにより、障害者の社会参加を促進することを目的とする。

（助成対象者）

第2条 本事業の助成対象者は、市内に居住し、かつ、次の各号のいずれかに該当する者で、道路交通法第99条第1項に規定する指定自動車教習所（以下「教習所」という。）において技能検定試験に合格し、かつ、公安委員会の学科試験合格後、運転免許証（以下「免許証」という。）の交付を受けてから、1年以内に助成申請をした者とする。ただし、技能検定試験合格時かつ本助成申請時に有効期間内の手帳又は判定書の交付を受けていることを要件とする。

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けている1級から4級のいずれかに該当する者
- (2) 障害者更生相談所又は児童相談所（以下「相談所」という。）において知能指数75以下と判定された者又は愛の手帳の交付を受けている者
- (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

2 前項の第1号から第3号のいずれかに該当する者であって、助成を受けようとする免許に関し、他の公的な助成制度又は費用補助を受けている者は対象外とする。

（助成対象免許）

第3条 助成の対象となる免許は、道路交通法第84条第3項に規定する第一種運転免許のうち、以下に該当するものとする。ただし、限定解除のみの申請は、助成の対象外とする。

- (1) 大型自動車免許
- (2) 中型自動車免許
- (3) 準中型自動車免許
- (4) 普通自動車免許
- (5) 大型特殊免許
- (6) 大型自動二輪車免許
- (7) 普通自動二輪車免許

（助成額及び助成限度額）

第4条 助成額は、助成対象者が教習所において技能教習に要した額の3分の2（100円未満切捨て）とする。

2 前項における技能教習に要した額とは、学科教習を除く技能教習に関わる消費税込みの全ての額とし、助成限度額は、10万円とする。

（申 請）

第5条 本助成を受けようとする者は、申請書（第1号様式）に次の各号を添付して福祉保健センター長に申請する。

- (1) 自動車教習所の長が発行する合格証明書（第2号様式）
- (2) 免許証の写し
- (3) 身体障害者手帳、愛の手帳もしくは相談所が交付する判定書、又は精神障害者保健福祉手帳の写し

2 福祉保健センター長は、申請書受理の際、身体障害者手帳、愛の手帳もしくは相談所が交付する判定書、又は精神障害者保健福祉手帳の提示を求め、申請書の記載事項と照合確認のうえ市長に進達するものとする。

3 申請は一人につき1回のみ、免許の種類は、第3条第1項第1号から第7号までに規定する免許のうち1種類のみとする。

(交付可否の決定)

第6条 進達を受けた市長は、審査のうえ助成金を交付又は交付しない旨の決定をし、交付決定通知書(第3号様式)又は申請却下通知書(第4号様式)により、所管の福祉保健センター長を經由して当該申請者に送付するものとする。

(助成金の支給)

第7条 前条により交付決定通知書を受けた者は、速やかに助成金交付請求書(第5号様式)を市長に提出する。

2 市長は、前項の請求に基づき助成金を支払うものとする。

附 則

この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

2 昭和57年3月31日までに採用決定を受けた者で助成金の未確定者については、この要綱を適用して確定する。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年8月1日から施行する。ただし、本要綱施行以前に申請があった者の取扱いについては、従前の例によることとする。

附 則

この要綱は、平成14年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成14年7月1日から施行し、平成14年6月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正のうえ、使用することができる。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

この要綱の施行後、平成21年3月31日までの合格年月日の技能検定試験合格証明書を添付し、合格後30日以内に申請されたものの取扱いについては、従前の例によることとし、免許証の交付を要件としない。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

新たに対象となる精神障害者については、施行日以降の技能検定試験合格証明書を有効とする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月24日から施行する。

障害者自動車運転訓練費助成金交付申請書

(申請先)

横浜市長

次のとおり、障害者自動車運転訓練費助成金の交付を申請します。

(ふりがな) 氏 名		年 月 日生
		(歳)
住 所	(〒)	
	(電話・Fax - -)	
手帳情報	番 号	市・都・道・府・県 第 号
	交付年月日	年 月 日
	手帳の種類	身体障害 ・ 知的障害 ・ 精神障害 障害名 ()
	等 級	級
卒業教習所		
技能教習所要金額		円
対象となる免許の種類	第1種 大型・中型・準中型・普通・大型特殊・大型自動二輪・普通自動二輪	
免許証交付年月日	年 月 日	
免許証番号		

(添付書類)

- 1 身体障害者手帳、愛の手帳または判定書、精神保健福祉手帳の写しのいずれか
- 2 運転免許証の写し
- 3 技能検定試験合格証明書 (第2号様式)

(第2号様式)

技能検定試験合格証明書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、次のとおり技能検定試験に合格したことを証明します。

本証明書の内容について、自動車教習所等に無断で作成し又は改変を行ったときには、本証明書は無効となります。

記

1 合格年月日 年 月 日

2 対象免許の種類 第1種 []

3 技能教習所要金額

	所要金額 (円)	所要時限 (時限)	備考 (内訳)
技能教習 (場内)			
技能教習 (路上)			
技能教習 (その他) ※追加教習代金等			
合計			

※費用については全て消費税込み。総額を割り返して端数ができる場合は、切捨てとする。

【注意】

道路交通法第99条第1項に規定する指定自動車教習所で免許を取得した場合に対象となります。学科教習にかかる費用、修了・卒業検定料、卒業証明書料等は対象ではありません。

自動車教習所

所 在 地 :

名 称 :

代表者職氏名 :

(第3号様式)

第 号
年 月 日

様

横浜市長

印

障害者自動車運転訓練費助成金交付決定通知書

年 月 日に申請のありました障害者自動車運転訓練費助成
につきましては、次のとおり交付することに決定しましたので通知します。

交付決定額

¥

助成交付額は、技能教習に要した額の3分の2（100円未満切捨）です。
ただし、10万円を限度額とします。

(交付の取消)

虚偽又は不正な申請により助成金を受けた場合は、助成金交付決定を取り
消す場合があります

(第4号様式)

第 年 月 日
号

様

横浜市長 印

障害者自動車運転訓練費助成金申請却下通知書

年 月 日に申請のありました障害者自動車運転訓練費助成
につきましては、却下することに決定しましたので通知します。

却下の理由

(第5号様式)

年 月 日

横浜市長

(請求者)

住所 〒

氏名

印

障 害 者 自 動 車 運 転 訓 練 費
助 成 金 交 付 請 求 書

障害者自動車運転訓練費助成金を下記のとおり請求します。

請求金額 ¥ _____

<振込口座>

銀行名		支店名	
(金融機関コード)		(支店番号)	
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号 (右づめ)	
フリガナ			
口座名義人			

(留意事項)

- ※ 請求委任や受領委任を行わない場合は請求書の押印を省略できます。
- ※ 口座確認書類 (通帳またはキャッシュカード等) の写しを添付してください。

<受領委任欄>

(請求者と異なる口座の場合は、下記にも記入・押印してください。)
障害者自動車運転訓練費助成金については、上記口座にお振り込みください。

氏名 _____ 印